



あなたと町政をむすぶ  
**議会だより**

**創刊号**

平成25年  
(2013年)

**5/1**

# あんど



安堵町議会議場

## 『小さくても キラリ光る 交流のまち あんど』

第4次安堵町総合計画の4つの基本施策 平成24年度～33年度

1. **いきがい** ～個性輝く人が育ち、活躍するまちを創る～
2. **やさしさ** ～健やかで笑顔のあるまちを創る～
3. **心地よさ** ～美しく住みやすさのあるまちを創る～
4. **力強さ** ～活力と夢を育むまちを創る～

平成25年第1回安堵町議会定例会 創刊号 目次

議会だよりの創刊にあたり（議長・町長）	2
審議案件（町長提案：報告・議案）、議員提案	3
委員長報告	4
一般質問（6名の議員が登壇）	5

## 安堵町議会議長



森田 瞳

住民の皆様には、日ごろより安堵町議会の活動に対し、ご理解とご協力をいただいておりますことに議員一同心より感謝申し上げます。

地方分権の流れのなかで、地方自治体の抱える行政課題は変容しているとともに、住民が求めるニーズも多様化しています。

議会に求められる役割もますます増えるなか、住民の代表として選出されました私達議員は、議事公開の原則によりその活動を明らかにし、住民による住民のための地方自治を推進する重大な責任があります。

そのために、住民の皆様の意見をなどを町政に反映させ、個性豊かな魅力あるまちづくりに邁進すべく、町政の各分野にわたり、積極的に政策提言を行うなど様々な活動を展開しています。

## 安堵町長



西本 安博

安堵町議会では、これまで「広報あんど」の誌面のなかで、議会情報をお届けしてまいりましたが、より身近な、より開かれた議会を目指し、詳細に議会の動きをお伝えすることを目的に、このたび、「議会だよりあんど」を年4回発行することにいたしました。

この「議会だよりあんど」は、議員みずからが作成、編集し、これまで以上に町議会に関心を寄せただけのよう、本会議の報告にとどまらず公正で公平な開かれた議会の活動状況を的確に皆様方にお届けし、住民の皆様にとってわかりやすい構成で、内容も充実させたく思います。

今後とも住民本位の町政と開かれた町議会を目指してまいりますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



この度、議会広報誌「議会だよりあんど」創刊号の発刊にあたり一言お祝い申し上げます。

これまで安堵町は生活基盤の整備、産業振興、福祉の推進等により町政は、着実に発展して参りました。

安堵町議会は住民を代表する機関として、地域社会の発展や住民福祉の向上のために果たしてきた役割は多大なものであり、大きな成果を挙げてきたと思えます。しかしながら、住民の皆様が議会活動を知り得る方法としては、議会の傍聴、会議録の閲覧、議員の報告活動と限られており、限定的であったように思います。

したがって、町が発行する広報誌「広報あんど」によるものが主たる伝達手段であり、誌面の関係上十分な情報の伝達が成し得なかつた面があつたかもしれませ

ん。この度、議員の方々が新しい議会広報に取り組まれることになりましたが、その意気込みは深く敬意を表したいと思います。今後は、この議会広報誌によって住民の皆様との新たな「コミュニケーション」の場を持つこととなり、議会がより身近なものとなればよいと考えております。

今回創刊されます議会広報誌は、住民の皆様方に議会の諸活動をご理解いただく極めて有効なものであり、町広報誌とは趣が違った議員の活動等が中心となる広報誌です。議員の活動や日頃の考えやご意見を住民の皆様方にご紹介いただけるかと存じます。行政、議会、住民が一体となって町行政をより一層効果的に推進できる源になるよう期待しております。

最後になりましたが、住民の皆様と議会とを結ぶパイプラインとなる議会広報誌の編集にあられる議員の皆様方には、新しいことでもあり大変ご苦労とは存じますが、安堵町議会がさらに発展されますよう祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

## 平成25年 第1回安堵町議会定例会

平成25年 第1回安堵町議会定例会は、3月5日から18日までの11日間の会期で開催し、今回提出された人事案件、条例の一部改正案等、補正予算案、平成25年度一般会計・各特別会計、水道事業会計予算案など審議され、いずれも原案どおり承認・同意・可決しました。

また、最終日には、議員発議による専決処分事項の指定、条例及び規則の改正の3議案を審議し、いずれも可決しました。

このほか6人の議員が一般質問しました。

### 審議案件

#### 《町長提案》

##### 人事案件

○安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

【満場一致 同意】

平成25年3月31日で任期満了となる山崎 文生氏(岡崎)を引き続き選任することについて同意しました。

○安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める

ことについて

【満場一致 同意】

平成25年3月29日で任期満了となる西埜 順一氏(窪田)を引き続き選任することについて同意しました。

##### 専決処分(補正予算)

○専決処分の承認を求めることについて(平成24年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)について)

【満場一致 承認】

・補正額 8,031万7千円追加  
・歳入歳出総額 10億52万円

○専決処分の承認を求めることについて(平成24年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第2号)について)

【満場一致 承認】

・補正額 467万4千円追加  
・歳入歳出総額 5億7,128万円

##### 条例改正等

○安堵町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

【満場一致 可決】

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定により、市町村に対策本部の設置を義務付けるものです。  
施行日:政令で定める日

○安堵町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について

【満場一致 可決】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、市町村の一般廃棄物処理施設に配置する技術管理者の資格基準を条例で定めるものです。  
施行日:平成25年4月1日

○安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

【満場一致 可決】

標記条例で引用している法律名の変更及び引用項番号の整備を行うための改正。  
施行日:平成25年4月1日

##### 補正予算

○平成24年度安堵町一般会計補正予算(補正第9号)について

【満場一致 可決】

補正額 8,302万円追加  
歳入歳出総額 32億9,128万9千円

○平成24年度安堵町下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)について

【満場一致 可決】

補正額 120万円追加  
歳入歳出総額 3億2,360万円

#### 《議員提案》

○町長の専決処分事項の指定について

【満場一致 可決】

提案者 松田和代議員  
議会の委任による専決処分は、地方自治法第180条で「議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、長においてこれを専決処分することができる。」と規定されていることから、議会が指定しました。

○安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例について

【満場一致 可決】

提案者 浅野 勉議員  
平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、必要となる事項について所要の改正を行いました。  
施行日:公布の日

○安堵町議会会議規則の一部を改正する規則について

【満場一致可決】

提案者 中本幸一議員

平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行いました。

施行日…公布の日

## 委員 会

### 総務産業建設常任委員会

委員 長 報 告

山岡 敏 副委員長

3月5日の本会議で付託(※1)を受けました議案の審査にあたるため、3月11日に委員会を開き、審査した結果を報告します。

安堵町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例については、第1次一括法における公営住宅法の一部改正に伴い、同条例を準用している条番号を整備する改正であります。

次に、安堵町道路構造の基準等に関する条例の制定については、第1次一括法による道路法の一部改正に伴い、町道の構造の技術的基準及び町道に設置する道路標識

の寸法について条例で定めるものであります。

次に、安堵町都市公園条例の一部を改正する条例については、第2次一括法において都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の配置及び規模に関する基準について技術的基準並びに公園施設の設置基準を条例で定めるものであります。

次に、安堵町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の基準に関する条例の制定については、第2次一括法において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準について条例で定めるものであります。

次に、安堵町下水道条例の一部を改正する条例については、第2次一括法において下水道法の一部改正されたことに伴い、公共下水道の構造の技術上の基準について条例で定めるものです。

以上、5議案については、満場一致で可決すべきものと決しました。

#### 用語説明

(※1) 付託 議会の議決に先立ち、詳しく検討するために、各委員会に審査を任せること。

### 一般会計予算審査特別委員会

委員 長 報 告

福井保夫 委員長

3月5日の本会議で付託を受けました平成25年度一般会計予算を審査するため、3月6日に委員会を開きましたその結果を報告します。

一般会計予算総額は、29億9,700万円で前年度より5.53%の増となっております。

歳入では、自主財源である町税収入については、経済対策による回復の期待により、7億4,092万円、前年対比より1,154万1千円(1.58%)の若干増となっておりますが、町民税において従前からの景気低迷により、前年度比169万円(0.48%)減収となる見込みですが、それ以外の税目、固定資産税をはじめ、町たばこ税や軽自動車税が増収となる見込みであります。

地方交付税では、国の公務員給与の削減による地方への影響によるもので、前年度より900万円の減、特定財源の県支出金において、緊急雇用創出事業補助金の増により2,100万円程度の増、国庫補助金においては、子ども手当の制度改正に

より3,300万円程度の大幅な減少となっております。自主財源である町税確保に努められるようお願いしました。

歳出では、経常経費については極力抑制に努めながらも、住民サービスの低下にならないよう施策について優先順位を考慮し、活カのあるまちづくりを目指し、創意工夫のもとに財源を確保するために、平成24年度決算も黒字となる見込から繰越金の充当が図られており、財源不足の中で工夫された予算編成が伺えました。

主な新規事業として、弁護士による「住民法律相談」、住民の安心・安全のまちづくりの一環として「コミュニティ無線の整備調査」、生産人口の増加を図る「転入世帯への家賃補助事業」、就業意欲の喚起と就業後の定着を図るための「青年就農給付金」、安堵町のPR参加として「町イチ!村イチ!」事業、かねてより懸案事項でありました「安堵中学校給食施設の建築と整備」等が計上されていきました。

限られた予算であるため、効果的な運営を行い、無駄を省き、いかに節約するかを考えながら今年度の予算執行に努めていただきたいと思います。

以上、一般会計予算は満場一致で可決すべきものと決しました。

### 特別会計等予算審査特別委員会

#### 委員長報告

田中幹男 委員長

3月5日の本会議で付託を受けました平成25年度各特別会計等予算を審査するため、3月7日に委員会を開きましたその結果を報告します。

国民健康保険特別会計予算総額は、9億1,100万円の前年度より3,700万円の増額となっています。これは、一般被保険者国民健康保険税が加入者の増により、1,057万円増の見込みとなっています。しかしながら今後とも医療費の増大が予想されることから厳しい運営が続きます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算総額252万5千円の前年度より64万7千円の減額でした。下水道事業特別会計予算総額は、2億6,130万円の前年度より3,660万円の減額となっています。24年度は小泉苑地区の整備が終了し、本管整備は残すところ、

富雄川西側の笠目地区のみとなっています。しかしながら、水洗化率は町営の公営住宅や改良住宅等が進んでおらず、一層の努力が求められています。

介護保険特別会計(保険事業勘定)予算総額は、5億7,080万円の前年度より1,480万円の増となっています。

後期高齢者医療特別会計予算総額は、7,640万円の前年度より900万円の減額となっています。

水道事業会計予算は、水道事業収益は1億6,970万円、水道事業費用は1億6,610万円、資本的収入は600万円、支出は8,610万円となっています。差額の8,010万円は、過年度分損益勘定留保資金7,690万7千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額319万3千円で補填するものとなります。以上、5特別会計と水道事業会計は満場一致で可決すべきものと決しました。

### 定期監査

#### 監査委員報告



松田和代 委員

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを桑原眞之輔代表監査委員とともに監査した結果について、報告します。

#### 【実施日】

平成24年11月20日～22日

#### 【重点項目】

- ・ 財産管理について
- ・ 契約等に伴う事務処理について
- ・ 繰越事業の執行状況について
- ・ 公用車の運行管理について

#### 【監査の方法】

部署ごとに所掌する事業で執行するに当たり工夫したところ、課題となつているところについて担当課長等からの聴取とともに、あらかじめ選択抜粋した事業について行政監査的要素を加味して実施した。

#### 【監査結果】

経理事務処理についてはおおむね適正に処理されていた。

一方、町有地の未登記問題について、境界確定や所有権保存登記が未了であるなど、不確定かつ不安定な要素が多数見受けられた。今後も粘り強い交渉と態度で関係者と協議し、着実に登記するよう努めるべきである。

### 一般質問

(順不同)



福井保夫 議員

#### 『避難所への太陽光発電装置に ついて』

**問** 避難所については、災害時に停電ということも考慮し太陽光発電が必要と思われます。

まず避難所でもある体育館に設置してはどうでしょうか。現在、1か月の電気料金約35万円ですが、設置した場合、発電量を試算してみてもどうですか。また、現在の補助金、他の



市町村の避難所への設置状況はどうかお伺いしたい。

**答** 総務課長 災害時における避難所での電力確保は不可欠であります。太陽光発電を活用するとすれば、整備経費として約2千万円となり、発電量は体育館使用量の3分の1となることから、それを蓄電することは無理があります。

補助金については、一部の省庁で新設や大規模施設の改修のみとなっており、他の市町村をみても太陽光発電により避難場所の施設全体の電力を賄うことはありません。

先日の奈良県議会の一般質問の中で、LPガス発電が有効な手段の一つとして、県内避難所における非常用発電の整備を目指し、市町村を支援していきたいと答弁されてきましたので、安堵町としても、国、県の財政支援を受けながら、具体化について今後検討していきたいと考えています。

**その他の質問**

- 『小学校通学路ゾーン30について』
- 『給食アレルギーについて』
- 『マダニによる感染症について』
- 『安堵小・中学校で体罰はあるか』

.....



浅野 勉議員

**『地域公共交通タクシーの運行対象施設の拡大について』**

**問** 平成24年10月23日から地域公共交通タクシー助成事業が始まり丸4か月が過ぎました。

地方自治法第244条に「公の施設」について「住民の福祉を増進する目的をもって、住民に利用を供するために地方公共団体が設ける施設」との記述があります。「公の施設」の例として、会館、集会所、センター、学校、図書館、公園等があげられています。

現在、地域公共交通タクシーの利用施設は役場、カルチャーセンター等の5箇所のみに限定されています。小回りがきき、「ドアからドア」への移動が可能なタクシーの利便性と地域住民のニーズを考察いたしますと今後さらなる運行が可能になるものと思われる。特に歴史民俗資料館は数多くの事業が開催され、参加者も増加しています。さらに町内の各学校行事で

ある、入学式、入園式、運動会、体育大会、卒業式等への参加を願う保護者・家族も多数おられることと思われます。今後は、運行対象公共施設の拡大に向けて、運用面でのご配慮をお願いいたしたく質問をします。

**答** 総務課長 まずは北部指定区域の皆様方に利用券の申請を増やしていただきたいと考えています。

**問** 申請者が少ない原因は運行地域が限定され、GPS付きのタクシーの利便性が活かされてないと思います。現在、町内世帯数の60%は地域公共交通バスを利用できますが、残りの40%を占める北部地域世帯住民のためにも運用面での検討をいただくのが、行政サービスの方向性ではないかと考えてますが、いかがですか。

**答** 総務課長 今後は、申請者数を増やし、利用者の声を聞きながら運行施設の追加検討等をしていきたいと思っております。

.....



山岡 敏議員

**『防災関係について』**

**問** 県の防災計画には各市町村の担当者は参加されるのかなどを含めて、疑問に思うことについてお伺いします。

防災会議には市町村の担当者は参加できるのか。

**答** 総務課長 奈良県防災会議は、県防災会議等の組織及び運営に関する法律により規定された会議のため、委員でない市町村の担当者は参加できません。

**問** 水害地域に安堵町はなぜ指定されなかったのか。

**答** 総務課長 今回の防災計画見直しでは五條市、王寺町、川西町がモデル地区に指定されました。しかし、県の水防計画には重要水防個所として指定されています。

**問** 岡崎川の水門を閉める事は県に伝わっているのか。また、笠目地区と窪田地区は大きな水害があれば貯水池代わりになります。荒井知事は今回の防災計画



を見直すということの一番の目標は、住民の避難をメインにおかれているわけです。この避難命令の発令者は、安堵町においては町長なのです。当然、県が避難命令の見直しをされた時、町と県との防災計画が違うと思いますが、県とリンクされるのかこの点についてお伺いします。

**答** 総務課長 水門を閉門する場合は、大和川河川事務所から奈良県郡山土木事務所と安堵町に連絡が入っています。県では2力年で防災計画を見直されます。町としてもその状況を踏まえながら見直し調整していきたいと思っています。



中本幸一 議員

### 『岡崎川堤防の草刈りについて』

**問** 三ノ坪橋から上流阿土橋まで、住民の散歩道として通れるよう、年4回の草刈りをお願いしたいのですが、町の考えをお聞きます。

**答** 産業建設課長 議員ご指摘の箇所については、右岸側は町道岡崎右岸線として認定し、左岸は県管理堤防です。

どちらか末舗装のため、路肩だけでなく道路面全体に草が生え、県が管理者として年一回の草刈りをし、景観上のももあり、さらに町が年一回の草刈りを行っています。

散歩道として多くの町民の方が利用され、隣接には秋から大型商業施設も開業することから、環境対策の面からも回数が増は必要だと認識しています。

本来の法面管理の奈良県に対して、適正な管理のため、年2回の草刈りをしてもらえるよう町からも強く要望していきたいと思っています。



田中幹男 議員

### 『生活保護と就学援助について』

町管理部分の対策については、回数や発注時期、また、除草方法も前向きに検討していきます。

**問** 先日政府は、今年の8月から3年かけて生活保護費を740億円カットするとしています。これは、受給者の暮らしはもちろん、受給者でなくても最低賃金や就学援助金等その影響は大にわたるものです。

デフレ不況の中、安堵町でもここ数年生活保護受給者は増加し、同時に就学援助利用者も増加していると考えられますが、その実態と対応について、考え方を伺います。

**答** 住民課長 議員仰せのとおり、3年かけて670億円の削減を盛り込んでいます。

当町は中和福祉事務所の所管事務となっています。算定され

た生活保護基準は、日本の社会保障水準のいわゆる物差しとも言えるものであり、その減額の及ぼす影響は大きなものと認識しています。

**問** 生活保護受給者は必要な人の2割程度であり、残り8割の人でも利用できるようにすることこそ景気対策にもなり、最後のセーフティネットとして大事だと思いますが、いかがでしょうか。

**答** 住民課長 安堵町では、生活保護世帯116世帯、就学援助利用57世帯となっています。

また、生活保護の補足率は2割弱というのも認識しています。

**問** 就学援助については1.3倍、1.4倍と自治体によって異なるので研究していただきたい。

**答** 住民課長 1.3倍というのはあくまでも国、県の指導の下で行っていますが、その補足率を考えると然るべき措置を取るといったことも検討しなければいけないという意見は持っています。

**その他の質問**  
『ごみ問題について』

『県の通学路対策プロジェクトについて』



島田正芳議員

### 『行方不明者の捜索について』

**問** 行方不明者の捜索について町はどのように対応されましたか。また、今回のような捜索事例はいつ起こるかわかりません。捜索の対応をどのように考えておられるのかお伺いします。

**答** 総務課長 今年、1月2日、3日と2件の高齢者の行方不明事例が発生しました。2日のかたは担当課の職員数名が出動し町内の捜索を行いました。幸いにして警察により保護され、無事に家族の元に帰られました。3日のかたは家族から写真提供を受け、昨日の捜索の経験を活かし担当課員の出勤範囲を拡大するとともに、消防団、区長、町防犯防災推進協議会員にも加わっていただき、徒歩等により捜索を行うとともに広報車で

住民へ呼びかけましたが、日没により中断し、翌日からは関係部署が中心となり捜索を継続。2月3日には、警察ヘリの導入や関係機関、多くの住民の方々の協力を得て、約3百人体制でローラー作戦を実施いたしましたが発見できず、現在も捜索を継続しているところです。

今後の対応として、今回の捜索経験を踏まえ、町職員と西和警察署員を交えた地域安全対策検討会を組織し検討を重ね、各種関係機関の協力を得て、高齢者から児童生徒に至るまでの行方不明者捜索等に幅広く対応できる初動体制マニュアルを整備したところです。

### その他の質問

『構造改革特別区域(農業特区)について』  
『緊急エリアメールについて』



### 創刊にあたり

## 一語一恵

編集委員長 浅野 勉

この度、議会だよりの編集・発行が町部局から独立し、議会に移管されることになりました。

さて、表題の意味ですが、人との出会いと刻々と過ぎゆく時を大切にしていくなという言葉に「一期一会」があり、茶道の家元千利休の精神的基盤であったとも伝えられています。もうひとつの「一語一恵」は人と人との心の絆を結ぶためにつくられた言葉です。古代の日本人にとって言葉は「言霊」でした。「佳き事を思うと、佳き事がおこる」と考えられてきました。表題は周りの人々の慶事を願う言葉です。

我がまち安堵町は、県内39の自治体の中で生産年齢人口割合がトップ(約7割)です。活力ある若い力の結集と歴史ある風土や文化との出会い、人々との語り合いやふれあい・交流を通して、小さくてもキラリ光る交流のまち安堵町を「議会だより」から発信・紹介していきます。

今後、発行される議会だよりが、文字通り「便り」や「頼り」となり、住

民の皆様方に町行政の動向と安堵町の未来を拓く議会の取組み等についてお知らせをしていきます。編集委員並びに議員一同が一丸となり分かりやすい誌面づくりに鋭意努力を重ねていきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

### 議会だより編集委員会

- 委員長 浅野 勉
- 副委員長 島田 正芳
- 委員 福井 保夫
- 委員 松田 和代

### ◆ 議会予定 ◆

第2回 安堵町議会定例会

初日

平成25年6月5日(水)

午前10時

場所：役場4階 議場

※会期は、概ね10日間程度です。

※なお、議会定例会は、3月、6月、9月、12月に開かれています。

お問い合わせ

議会事務局

☎57・1511

(内線522)

議会だよりあんど(創刊号) 平成25年(2013年)5月1日発行 発行/奈良県安堵町議会 編集/議会だより編集委員会 〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町東安堵958番地 TEL:0743-5711511